

第13回 官業民営化等WG 議事録（防衛庁ヒアリング）

- 1．日時：平成16年10月20日（水）14：30～15：00
- 2．場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
- 3．項目：防衛施設
- 4．出席： 規制改革・民間開放推進会議  
鈴木主査、大橋専門委員、美原専門員  
防衛庁  
長官官房 施設課 先任部員 二又 知彦（以下「二又先任部員」という。）  
管理局 装備企画課長 筒井 和人（以下「筒井企画課長」という。）

鈴木主査 どうも御苦労様でございます。

それでは、大橋委員お願いします。

大橋専門委員 それでは、第2次ヒアリングということで、おおよそ30分程度、3時ぐらいまでという時間でございますが、御説明いただきと思います。

説明は10分程度にとどめていただけますでしょうか。お願いいたします。

二又先任部員 長官官房施設課の二又と申します。よろしく申し上げます。

お手元の方には、我々の出した2枚紙の資料が行っていますでしょうか。

質問としまして、「本年8月3日中間とりまとめの際の貴庁の意見として『防衛施設にはその特性上、民間に開放すべきでないものがあると考えられるため、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみすべてを検討対象とするのは適切ではない。』と述べられていますが、防衛施設といえども、英国国防省のPPPの例に見られるように、民間開放の例外とはいえないと考えるが、上記意見の具体的な理由を伺いたい」ということで、まず最初に書かせていただいていますのは、趣旨を念のためということで、我々は防衛施設だから全部対象から外してくださいとか、そういうことは一切申していないということをまずちょっと御理解いただきたいと思います。

その回答の具体的な中身としまして、まず「防衛施設」といった場合には、我々法令上もそうなんですけれども、すべての自衛隊の施設等、米軍に提供しています。在日米軍の施設区域すべてを含みますので、検討事例に挙がっているいわゆる庁舎、宿舍等も当然含まれてまいります。

したがって、この並べ方として、例示した機能に着目して施設を書いている中で、おおよそ防衛庁については、すべての施設という書き方はちょっと適切ではないのではないのでしょうかということをお願いしております。

また、防衛施設の中には、ちょっと特性上秘密保全の観点から、中には民間開放すべきではないと考えられる施設もございます。そういったことで前回のような回答になったというところがございます。

その民間ということで、今、P F Iの法律がございまして、我々としましては積極的に取り組んでいるという認識でございます。防衛庁としましては、そのP F I事業の活用について今、検討をしておるのですけれども、その中で、ここに書いてございますように、公務員宿舎ですとか、広報施設、厚生施設につきましましては、活用を図っていこうという結論をとりあえず得てございます。検討はこれで終わりではありませんで、諸般の状況を見ながら、これ以外の分野につきましても、P F I事業の推進を更に検討していこうというスタンスであります。

今、状況としては以上でございます、簡単ですけれども。

大橋専門委員 ありがとうございます。

筒井企画課長 それでは、続きまして、第2点目の方について御説明させていただきます。

防衛庁の管理局装備企画課課長の筒井でございます。

質問の御趣旨は、現在のP F I手法による施行は施設整備等に限られているが、国防省のP P Pの例等を参考に、自衛隊で輸送や広報支援なども含めてより広範なP F Iまたは包括的な民間委託の検討を行う必要があると考えるが、どうか、ということでそれに対する見解を述べさせていただきます。

1枚紙をお出ししていますので、これに従って御説明させていただきます。

修理の部分だとか輸送の部分とか、そういうところについてでございますが、「根拠法令」については、これは防衛庁設置法で自衛隊の修理だとか、そういう輸送だとかを実施するということが根拠としてございましてやっているわけでございます。

実施主体としては、基本的には、修理全体を自衛隊の隊員のどれぐらいの人数でやっているか、輸送全体をどれぐらいの人数でやっているのかとなりますと、陸、海、空自衛隊ではかなり多くの部隊等が関わってきますので、そこまで従来きちっと整理したようなものは実際のところございませんので、空欄になっております。予算につきましても、同じような理由で分かりづらいところがあるのですが、例えば、修理について民間の方と契約をしてやっている修理、つまり防衛庁が民間に委託をして、民間が契約の相手方となってやっている部分というものについては、数字等もはっきりしておりまして、それはトータルだと年間約7,000億円ぐらいになります。かなり、防衛庁は物を購入する部分の予算も大きいですが、それに対応して飛行機だとか、船だとか、そういうものを導入すると修理代もかなりかさみます。技術的にも高い分野の武器でございますので、そういう修理のほとんどを民間企業に委託している状況にあるということでございます。

ご質問頂いている検討の分野については、自衛隊の任務遂行に必要な事業であり、維持・修理だとか、輸送は防衛庁自体が自衛隊のオペレーションとして、基本的には自衛隊が自己完結的に修理だとか輸送だとか、そういう機能を持つのはある意味では当然のことでございます、そこを自衛隊の本来の業務としてやっているわけでございます。

例えば、修理について言えば、飛行前後の点検だとか、定期検査だとかという、要する

に、部隊のオペレーションの稼働率を確保するためのものは、基本的には部隊の方でやっております。

それよりももうちょっと大がかりなと言いますか、構造物の分解、検査等を行うような定期修理については民間との契約に基づきまして、民間に委託している、概ねそういう整理になっております。

輸送につきましても、基本的に自衛隊のオペレーションそのものに関連するようなどころについては、やはり自衛隊の方で行っております。

しかしながら、例えば、PKO活動を行うため、隊員が装備品等を現地に輸送するに当たり、自衛隊に必要な輸送能力がない場合には、民間に委託して輸送をして頂くようなことがあります。大きく分けますと、そういうような形でございまして、修理だとか輸送だとかという機能そのものが基本的には防衛庁の自衛隊としての活動のロジスティックスと言いますか、そういう面で1つのオペレーションの一翼を担っていると言いますか、それがあってこそ自衛隊が動くということとございまして、作戦を遂行できるということとございまして、そういう意味でオペレーションの中身そのものであって自己完結的に自衛隊がその能力を持つ必要があるというようなことが基本的な考え方とございまして。

それで、さらなる民間開放についての見解ですが、今申し上げたような基本的な考え方とございまして、特に有事のことを考えますと、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、例えば、修理だとか輸送といった活動であっても、攻撃の対象になるということも十分にあり得るわけなのです。そういう場合でも民間事業者に役務の提供を常に期待するのは非常に難しいであろうという、これは、多分、一般的に諸外国でもそうなんだと思われまして、基本的な考え方です。若干、柔軟な考え方も確かにあるかとも思いますけれども、基本は大体ほかの国も同じような考え方だと思います。

そういう意味で、修理だとか輸送にかかる能力の多くを民間に依存するというのはなかなか困難なのかなと。とは言ふものの、現下の厳しい財政事情を踏まえ、効率性も考えていかなければならないところもございまして、個別具体的にその中で、今、申し上げましたような考え方と矛盾しないような範囲内で今後も柔軟に検討していく必要があるかと、基本的にはそのように考えております。

よろしく願いいたします。

大橋専門委員 ありがとうございます。

ちょっと冒頭に言っておきますけれども、防衛施設というふうに書きましたのは、検討の範囲とか、検討の視野として防衛施設という書き方をしたのであって、だから、検討の結果、それはおっしゃるようにこれは無理だなというものは出でくるかもしれませんが、ただ、我々のこの会議の検討の範囲はそこまでですよということを示すという意味で、防衛施設という言葉を使わせていただいたということをお理解ください。

それから、おっしゃった防衛施設というのは、すべてのものを指すというのは、何法の何条に書いてあるんですが。

二又 前任部員 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律というのがあるのですけれども、第2条だったですか、そこで防衛施設を定義していきまして、法的な定義はそこにありまして、それ以外で我々が使うときも防衛施設というのは、すべての施設を包含する概念として使っています。

大橋 専門委員 防衛施設周辺整備法、第2条。

二又 前任部員 環境整備法と言いまして、略していますけれども。

美原 専門委員 面白い御説明で、確かに軍隊というのは、平時、有事、防衛機密の問題、あるいはオペレーションの一貫性など非常によくわかりますけれども、何か極論を言っているような感じがしないでもないですね。

例えば、もう少し機能をフェージング分けしてみる考えをとることにより、勿論、部隊のあるべき機能を保全活用しながらも民間委託を考える可能性というのは、まだあるのではないのでしょうか。

現状のお考えは施設に特化していますけれども、例えば、機能別に教育を分解することができる。前のセッションのときにたしか質問したはずですが、教育というのも普通の基礎訓練というものは、例えば、民間部門と変わらない側面があるのではないのでしょうか。

例えば、飛行機を飛ばすこと。勿論、戦闘機ではございません。飛行機を飛ばす基礎的な訓練、そういうことを説明したら、いや、教育の委託はやっています、でも英語の教育という話でした。でも、それよりももっと高度な意味において、よりフェージングすることによって民間委託の範囲を増やせることができるのではないのでしょうか。そういうのは、御可能性を検討されるというスタンスなのですか。

筒井 企画課長 それでは、少し御説明させていただきますけれども、先ほど当方で申し上げたのは、自衛隊というのは、何のためにあるかということ、まさに有事に対応して我が国の平和と安全を守るということであるわけですから、特に今回の御質問の趣旨の中で、輸送後方支援を特別に明示されておりましたので、そこを主体に御説明をさせていただきました。

輸送とか後方支援ということになりますと、有事に部隊が動く時に、民間の方に対応していただけるかどうかということが問題になります。それをまさに包括的に委託してしまえば、自衛隊がそれを平時から実施しないということになりますので、いざというときにできないおそれがあります、それをいきなりやれと言っても自衛隊にもできないということもあらうと思われまますので。

そういうことも考えまして、今でも全部を丸ごと委託して、実際有事に対応できるかどうかということも考えながら、一部を委託をできる部分は委託するということで、民間の方をお願いをしております、その1例として、航空機の大きな定期検査の部分です。これについては、民間の方でやっていただくようにしております。ただ、オペレーションに係る分を丸ごとお願いするというのは、非常に難しかりうというふうに考えておるところ

でございます。

今、委員の方からお話ありました教育とか、そのような部分もあるではないかというところにつきましては、こちらの資料でも書かせていただいたのですけれども、個別具体的な役務の性質で、教育という部分もありまして、では、今度丸ごと包括的に委託したときに、有事に対応できるのかどうかとか、その辺は当然色々な役務の性質によって変わってくるだろうというふうに考えておりますので、そこは、引き続き検討を行っていかねばいけないという考えでございます。

美原専門委員　でも、例えば、飛行機を飛ばせるか否かは、有事は関係ないと思うんですけれども。

大橋専門委員　2つ質問があって、1つは検討すると書いてあるのですが、いつまでに検討結果が出るのか。その辺はどういう感じになっているのかということと、それから前回も私申し上げましたけれども、今日いただいた公務員宿舎とか広報施設だとか、厚生施設という、この3分野、これもそれなりに重要ですが、この前の1次ヒアリングで言ったように、例えば、イギリスのPFIでは、重装備の車両を後方から前線まで運ぶという仕事、これをもう民間にやらせているという、そういうもう先見的な事例があるわけですから、そういう事例も取り入れながら、是非その実態的と言いますか、相当本来的な仕事、防衛庁あるいは自衛隊の本来的な仕事についてもPFIができないかどうかという検討を是非真剣にさせていただきたいということをして2番目の注文として申し上げておきたい。

筒井企画課長　2番目のところは、確かに今、私ども申し上げたような話はなかなか実際のところは難しいかと思うのです。

多分、イギリスにおいてそういうことがうまくいっているのは、先程こちらからも話がありましたけれども、例えば平時においては民間が事業を行っていて、それが有事になってもそのままできるというか、そういうところまで仕組みとして、国全体のものとしてある程度確保されているような基盤というか、そういうものがないとなかなか難しいかと思われま。

例えば、我々が聞いておりますところでは、イギリスとかアメリカとか、そういう国は動員ではないですけれども、戦時の徴用みたいな法律がきちっとできていまして、例えば、商船に乗っているような船乗りとか、そういう人たちだとか、その商船自体も含めて、例えば、民間の航空機器会社だとか、そういうのも含めてトータルで有事において、組み込まれると言いますか、その力を使うみたいのところまでが全体的なシステムとしてでき上がっているところなどが大きかろうと思うのです。

例えば、民が平時にはできるかもしれませんが、それが有事においてもうまく移行できて、つながるといところがやはりなければならぬ。そこまで確保されていないとやはり防衛のシステムとしては、やはり難しいところがあるかと思えます。そういう意味において、イギリスなどの例に関して、やはり国全体として、有事の際にそういうふうに移行しようと思ってもうまく円滑にできるような、全般的な基盤と言いますか、そう

いうものができ上がっているというところが、やはりちょっと違うのかなというところがあります。今、申し上げたような点でリスクがあるというか、不安定というか、やってみないとわからないというか、そのときになってみないと分からないということでは、やはりなかなか民間に委託するというのは、なかなか決め切れないところがあるのではないのでしょうか。そういうところが多分あるかと思われま。

日本は確かに最近有事法制などもできて、若干全般的な形としては基盤ができつつありますけれども、ただ、さっき申し上げたような意味においては、まだまだでき上がっていないというか、それがどこまでつくかという問題も勿論あると思いますけれども、そういう意味においては、なかなか難しいところもまだまだあるというのは、我々やはり実感として持っていて、その辺も含めてやはり議論などがなくなかなか難しいのかなという感じを持っております。

鈴木主査 今、おっしゃったのはイギリスのケースなのだけれども、それは日本の戦争時代もありましたね、総動員法みたいな。そのたぐいの法制なのですか。

筒井企画課長 補足させていただきますけれども、例えば、イギリスでは制度といたしまして、詳細は承知しておりませんが、普段はPFIとして丸ごと民間の方にやっていただいています。ただ、実際に何か事が起こったときとか、本当に軍事上必要なときには、その装備品等をイギリスの国防省が引き継いで、まさに国のものとして今度は取り扱うような仕組みがあると聞いております。

鈴木主査 要するに抛出命令みたいな。

筒井企画課長 そういう契約がなされておるとか、もしくは、実際に、その装備品を使う人につきましても、イギリスであれば、予備役の方ををかなりたくさん民間が雇っていて、その予備役の方が実際、何か事が起こったときにはまさに軍の中に召集されて、その方が事業を引き継ぐとか、そういうような仕組みがある程度存在すると聞いておまして、そういうことも併せて考えていくことが前提ではないかというふうに考えております。

大橋専門委員 課長がおっしゃる基盤というのは何かということなのですが、どうも何となくわかるけれども、何となくわからないという感じで、その基盤というのは、国民の意識なのか制度なのか、どっちを指しているのですが。

筒井企画課長 多分、本当は両方だと思うのです。それで、私どももはっきりまだ制度だとかそこまで含めて分かっているわけでも必ずしもないんですけども、ちょっと大ざっぱに申し上げて恐縮なのですが、そういうところが諸外国との間で差はあるなというところを認識しておまして、しかしながら、今おっしゃった趣旨で言えば、やはり両方だと思います。意識がなければ当然そういう制度もできないということにはなるかと思えます。

美原専門委員 英語でメイク・オア・バイ・オプションと言っているのですが、例えば装備品以外のもの、いろんな施設、例えば宿舎も含めて防衛庁所有しなければいけないという制度的制約要因はありますか。

例えば、借りる。利用権を部隊が持つことによって、同じ施設を利用することができれば、価値としては同等でしょう。制度制限領域はないとすれば、例えば、宿舎も含めての話ですが、リースなどの手法を効果的に利用することができますね。

二又 前任部員 土地で言うと、基本的に自衛隊の施設、国の施設は、土地ですけれども、基本的に所有するという全体の方向があります、政府として。所有する方向にしているのですけれども、売ってくれない場合とかは借りるとか、在日米軍に提供しています施設は基本的に国のものではない場合は、借りて提供しているというスキームとか枠組みになっています。

美原 専門委員 そうしますと、国の宿舎等々につきましても、リースは可能だということですね。勿論、一般法、その行政財産として国有財産法の枠組みはございますけれども、国有財産法だってこれからは改正の余地もございまして、それが変わった場合には、防衛関係から言いますと、借りることによって同じ機能も持つことができれば、その資産を民間企業者が所有していても問題はないわけですね、防衛法上は。

二又 前任部員 要は、使用权を得るということですね。

美原 専門委員 それは、民法上可能だと思います。

二又 前任部員 だから、使用权が得られれば自分で使いたいのにというか、所有と同じように使えますから、そういう意味ではイコールだと。だから、契約が切れるとか、そういう周辺のリスクはあるかもしれませんが。

美原 専門委員 それは、民法上でも大丈夫です。

大橋 専門委員 今おっしゃった防衛施設というのは、国が所有することが原則だというのはどこに書いてあるのですか。

二又 前任部員 書いていないです。

鈴木 主査 それは、防衛施設に限る。

二又 前任部員 いやいや、防衛施設は関係ないです。国の施設は永久に使うから借りるのではなくて、買うという方向で。

鈴木 主査 そう書いてあるけれども、要するに持っていた方が安全だから、借りないという話なのでしょう。

二又 前任部員 済みません。ちょっと先ほどの話、私の方からよろしいでしょうか。PFIの話でおっしゃいましたけれども、いつまでかというのは、ちょっとまだ何とも言えないのですけれども、今ここに書いていますように、宿舎、広報施設、厚生施設はとりあえずやろうと。では、これで終わりかといったら、決してそうではありませんで、例えば状況を見ながらなのですけれども、整備補給ですとか、輸送、教育訓練、情報処理といったような分野でも考えていこうということで、実際考えて。

鈴木 主査 もう一回言ってくれませんか。

二又 前任部員 整備補給、輸送、教育訓練、情報処理、これは全部例示ですけれども、PFI事業としていいのであればということで、考えようというスタンスで取り組んでい

ます。

それで、そのときに先ほども言っていますけれども、そのときに有事の際の契約履行の確保とか、秘密保全とかもろもろの条件を見ながらですけれども、決してもうこれで終わりだとか、これ以上やらないというスタンスは決してとっていないというところがございます。

鈴木主査 そうすると、逆に承りたいのだけれども、例えば、秘密保全の観点から民間開放をすべきでない施設もあると考えている。それは、もっともだと思いますが、これだけは民間開放はできませんよということを明示できますか。

二又前任部員 防衛庁としてこれだけはだめだとか、そういうところでちょっと整理していないので、私の方からこれはだめですとちょっと言えないのですけれども、例えば、先ほども言いました施設でありますと、特徴的な宿舎、庁舎以外ですと、例えば、弾薬庫とか格納庫とか整備工場とか、そういった。

鈴木主査 もう一回いってください。

二又前任部員 弾薬庫、格納庫、整備工場とか、レーダーサイトのレーダーが入っているレーダードームとか、そこは極めて特殊性のある施設はございます。

大橋専門委員 イギリスの例だと、PFIでテレコム施設というか、テレコム設備というのか、そういうものもPFIで設置から管理まで全部民間事業者がやっているということをやったことがあるのだけれども、この分野はどうですか。通信施設は。

鈴木主査 それは、さっき情報処理と言われたから。

大橋専門委員 情報処理に入るのですか。

鈴木主査 ある部分の中で入りますね。

大橋専門委員 情報処理というのは、コンピュータで計算するというだけではないかと。

鈴木主査 だから、そういうコミュニケーションの方はどうですか。

二又前任部員 コミュニケーションはちょっと済みません。ちょっと専門は今日は来ていないのですけれども、コミュニケーションたがらだめだという結論はないと思いますけれども。

大橋専門委員 それから検討はどういう体制でされるのですか。

二又前任部員 体制とおっしゃいますと。

大橋専門委員 つまり、何かプロジェクトチームみたいなものをつくってやるということですか。

二又専門委員 今つくっています。2年ぐらい前からつくってやっています。

鈴木主査 今、挙げられました公務員宿舎から始まってコミュニケーションとまではおっしゃらないのだが、少なくとも情報処理までの一応の例、それで終わるものではないけれどもというのと、こちら側で無理ですというものの分野等、大体金金額で見てどれぐらいの割合になりますか。イメージだけでいいですから。要するに、これはちょっと外に出

すのは無理だと、これは出せるというものを。

二又 前任部員 済みません。それは今ちょっと資料を持ってございません。これは、外に出せないとか、これはというのはまだちょっと結論というのはないですから。いずれにせよ、ちょっと今の御質問には答えられないのですけれども。

鈴木 主査 私が聞いているのは、今のこれが決まっていないうわけですね。だから、時と場合によっては、弾薬庫だって出すこともあり得ると、こういうふうに。

二又 前任部員 というような結論は出ておりませんが、先ほど弾薬庫を例示として挙げたのは、どういう施設がだめかということなのですけれども、だめだという結論はないということで、質問から直接答えるわけではなくて離れて、こういった施設も防衛庁にはありますということをちょっと申し上げただけなのですけれども。

鈴木 主査 この施設云々というようにお伺いしているけれども、活動全体という、今、言ったような部分の、例えば教育訓練だとかあるいは情報処理、場合によっては情報連絡というようなものの中の認められる範囲のものという、そういうようなものにも広げて民間開放という事柄は、是非我々の方も検討させてもらいたいと思いますけれども。

大橋 専門委員 4年前から検討を始めているのだから、現在までの検討状況について少し整理したものを出示していただけますか。

二又 前任部員 それは、PFIですか。

大橋 専門委員 PFI関係。民間委託でもいいです、2つ含めて。どんな、何を検討して、それで結論が得たものが何なのか、あるいは、問題というのは何なのか。

二又 前任部員 PFIの考え方を整理して、動き続けて、検討し続けているのですけれども、とりあえずの考え方を整理したものがありますので、では、後ほどということですか。

大橋 専門委員 そうですね。

鈴木 主査 できれば、イギリスはPFIでやっているというから、イギリスのケースというものと比較して、イギリスはここまでやっているけれども、こっちはこうだというようなもの、そのような資料がつくってもらえると我々は比較してわかりやすいという感じがします。

二又 前任部員 ただ、イギリスの資料はつくれないのではないかなと思いますけれども。

鈴木 主査 インターネットが何かで引いたので出てくるのではないかな。

美原 専門委員 過去、防衛庁として英国調査されているはずですが、PFIで。

二又 前任部員 調査はしていますけれども。

美原 専門委員 ヒアリングもされたのではないですか。

二又 前任部員 それを比較してとなると、解釈が入ります。そういう意味で並べられるかどうかとか、もろもろの違いがあるから、そういう意味で出せない。評価できないだろうと。評価されるのは、やはり。

鈴木 主査 表があったのではなかったですか。イギリスではどういうものを出示しておる

という。私はインターネットで引いたような気がするけれども、有事立法だけではなくて、もっと勉強しておいてください。

大橋専門委員 よろしゅうございますか。

鈴木主査 よいのではないのでしょうかね。

大橋専門委員 では。

鈴木主査 こここのところの期待し得るものではないと考えられる、そのところへいくのはやだと言っては、それはいいとは限りませんが。

美原専門委員 もう少し切り分けの論理とかというのを機能的に整理していただくと、我々もわかりやすいですし、民間委託の方針がどうなるかというのが、より民間に見えると思います。余りにも極論で、確かに有事などではだれもいきません。では、有事とは一体何なのだろうというようになると、大変な議論になってしまいますけれども、やはりもう少しわかりやすい議論で防衛庁の機能を保持しながら、どこまでできるかというのを説明していただくと、もっとわかりやすくなるのではないかと思います。

鈴木主査 常に期待し得るものではない、それはそうですね。大戦争になってもそれはいやだし、それから、そうでない程度のときには、それは飛ばそうという話にもなってくるだろうし。

筒井企画課長 それは、ケース・バイ・ケースであると思います。

美原専門委員 あるいは、現行法においても、例えば防衛庁の退役OBや人材を使いながら民委託の仕組みを工夫できるでしょう。この場合には守秘義務は全く問題ないですね。そういう現に我が国にある専門的知識やアセット、人的資産も市場にあるはずなのです。それをうまく活用すれば、民間委託の可能性も英国そのままの模倣ではなくて、日本なりのPFIみたいなものができるかもしれません。そのようなものも御検討されたらどうですか。

筒井企画課長 そういう観点は確かにございます。よく言われるのは、諸外国は例えばアメリカなども、隊員が結構早く退職するのです。みんながみんな日本みたいに50歳代まで勤務しないのです、30代とか40代で退役しますから、そうすると、アメリカでは、周りに今、言われたようなものがあるのです。要するに、そういう人たちを雇い入れる会社だとか、軍人の持っている知識だとか、そういうものを活用してまた軍との関係で、そういう事業をやっていけるというか、やるべきニーズもあって、そういう部分がかなり発達しています。そのようなところに関しては、確かに仰られるように日本と諸外国はちょっと違っているところがあります。退職した人たちの力を使うということが諸外国では当然必要だという認識ができあがっているところには、差があります。

鈴木主査 それからもう一つお願いは、さっき話の中で教育とか情報処理というソフト面が出てきたのは大変結構だと思うけれども、もう少し考えられる可能性があるのではないかという問題をもう一回考えてみていただいただけませんか。方向性として、民間開放はできる目処は大体伺って、限界点も一応の考えは伺ったけれども、ソフト面が前回十分やって

おるかどうかという問題もあるから、教育云々それだけに限らず、もう少し自衛隊の仕事の中でこういうものは民間に出してもよいだろうというソフト面、情報処理、情報連絡とかというような、今いい事例が出てきたけれども、それをもう一回当たっているいろいろ考えていただけませんか。

大橋専門委員 是非お願いします。どうもありがとうございました。